

今回は、新潟県の行政文書を対象として、その保存・利用までの流れについてみていきます。

さらに、県がマイクロフィルムに撮影して保存・活用している文書のうち、歴史資料として重要であることから原本を当館で保存しているものがありますので、そのような文書の例として新潟県の公報について紹介します。

●新潟県行政文書の流れ

新潟県文書規程（昭和60年3月26日制定、以下「規程」と略す）には「完結文書は、毎年度ファイル基準表に基づき、本庁にあっては文書私学課へ、地域機関にあっては文書取扱者へ引き継ぎ、又は廃棄しなければならない（51条）」とあります。ここでは本庁についてのみ説明しますが、大きな流れとしては原課（所・室）→文書私学課→文書館となります（右図）。

まず、原課では常時使用する例規や資料等の文書以外の完結文書は、移し替えなどによる整理・保管の後、廃棄となるか又は文書私学課へ引き継がれることになります。

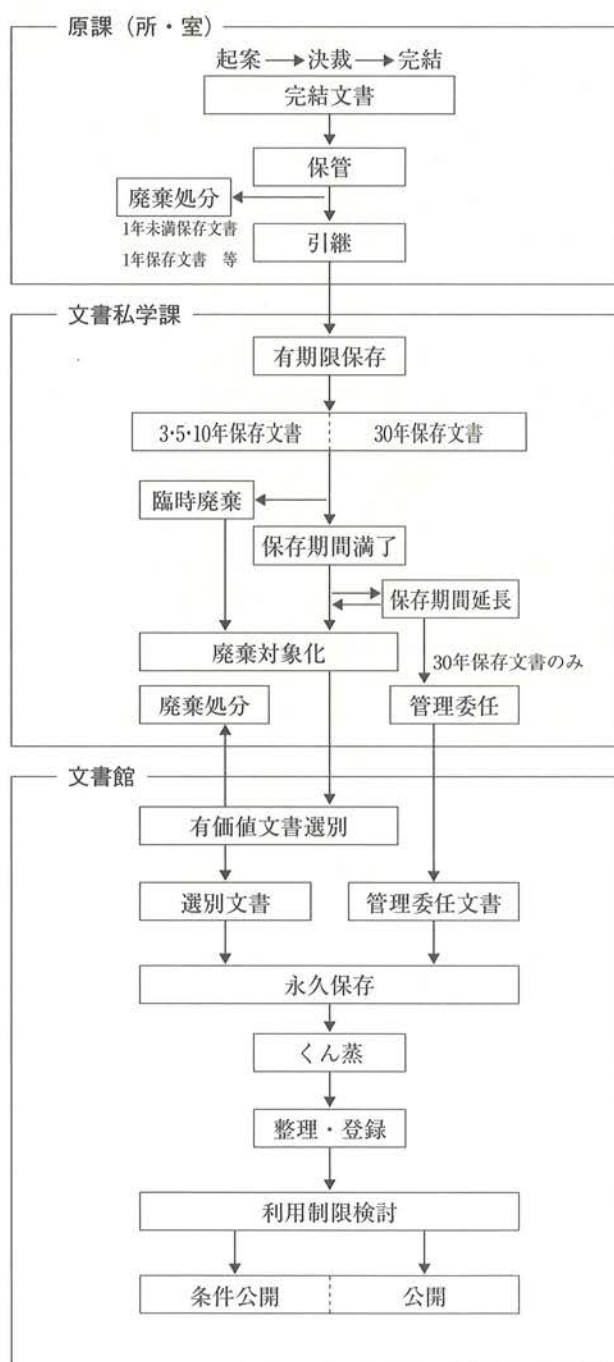
次に、文書私学課では課別・保存年限別に整理された文書を引継台帳により書庫で保存します。そして、保存年限が満了すると、文書私学課長が主務課の長と協議の上、保存文書の廃棄をしなければならず（「規程」58条）、また、保存年限が満了しなくても保存する必要がなくなったものについては同様に廃棄できるようになっています（臨時廃棄、「規程」59条）。一方、保存年限が満了しても引き続き保存を必要とするものは、保存期間を延長することができ（「規程」58条2項）、特に30年保存文書の場合は、文書館に管理委任されることになります（「規程」55条の2）。

そして、文書館では廃棄対象となった文書から有価値文書を選別して保存します。これは、「廃棄しようとする保存文書のうち歴史資料として重要であると認められるものについては、文書私学課長が主務課の長と協議の上、文書館の長に移管するものとする（「規程」59条の2）」によります。

こうして、文書館で永久保存されることになった行政文書は、くん蒸・整理等の後、利用制限検討に従って公開（条件公開）されることになります。

なお、地域機関の文書については管理委任の対象外で、文書館による選別も行われません。

新潟県行政文書の流れ（発生から保存・利用まで）



●新潟県の公報について

県総務部文書学事課(現:総務管理部文書私学課)では昭和48(1973)年1月に公報のマイクロ撮影が始まり、同年12月、明治6年～昭和46年分までがマイクロ化済み原本として県立図書館へ引き渡されました。その後も昭和53年分までの撮影と引き渡しが順次行われ、文書館開館2年目の平成5(1993)年12月～平成6(1994)年1月に、県立図書館から文書館に移管されました。

〈新潟県治報知〉

新潟県令(現在の県知事)楠本正隆は、活字印刷による公報の必要性を考え、明治6(1873)年7月、新潟県治報知の頒布を開始しました。当初の内容は官省や県の布告指令・賞罰・官吏の任免などで、隔日又は毎日発行され、配布先の町村では掲示場に掲示して役人などが読み聞かせることになっていました。県治報知には発行番号がつけられており、布達は「明治〇年の県治報知第〇号に掲載の布達」のように表されていました。明治7(1874)年、県治報知は甲・乙・丙の三種類に分けられ、番号も甲第〇号、乙第〇号、丙第〇号となりました。

明治12(1879)年、公報に県治報知の名称が使われなくなり、番号は甲→ロ、乙→ハのようになり、布達も「明治〇年のロ第〇号に掲載の布達」と表されるようになりました。それまでは県治報知という表題で綴られていたものが、「本庁布達」・「本庁達」などの布達名で綴られるようになりますが、当館では県治報知と同じように扱っています。

明治20年頃には、番号に「ト」・「チ」などがみられるほど布達の区分は細分されます。それだけ行政組織が拡大し、行政事務が複雑になっていったことを表しているといえます。国においても、明治16(1883)年から「官報」が発行され、明治18(1885)年には「布告布達の儀は、今より官報に登載することをもって公式とし、別に配布せざる旨」が全国に布達されました。そして、明治19(1886)年には、各府県でも公布式(布達類の公布の方法)を定めるよう内務省から通達が出され、新潟県でも同年に定められました。

なお、布達類をまとめた編集物(新潟県布達次第など)が発行されていますが、当館では、それらも県治報知と同じように扱っています。

〈新潟県公報・新潟県報〉

新潟県公報は明治23(1890)年から発行され、のちに新潟県報と改題されますが、発行番号は継続されて1800番台まで続きました。現在のような年間の

発行番号にかわるのは昭和2(1927)年です。

「公報登録手続」によると、毎金曜日の発行で臨時の場合は号外も発行すること、頒布先はこれまでどおりとすること、印刷費は地方税の諸達書費をあてて役所や学校などに無償で頒布すること、掲載する事項は県令・訓令・諭達・告示・雑件・官庁広告などでその他の法律・勅令・閣省令告示は附録とすることなどが定められています。

発行当初は県治報知と同じように布令別に掲載されていましたが、明治28(1895)年からは教育・勸業・地方制度などの部門別となりました。現在ののような布令別に戻るのは大正13(1924)年で、それまでの期間は部門別の目録も作成され、月別ではなく部門別に綴られています。

大正12(1923)年、「新潟県報発行規程」により題号を新潟県報とすること、広告料をとって一般広告を掲載することなどが定められました。ところが、原本では明治35(1902)年から新潟県報となっています。そのほかにも目録が公報目録となっていたり、県公報の表題で綴られているなど、県公報と県報が混在していますが、当館では、明治35年から県報として整理しています。さらに、大正15(1926)年に、毎週火曜日と金曜日の2回発行すること、経費には県費をあてることなどの改正が行われ、昭和9(1934)年には「広告規程」が定められました。

昭和24(1949)年に現在の「新潟県報発行規則」が定められると、それまでの発行規程や広告規程などは廃止されました。



公報は県政の歴史をたどることができる重要な公文書で、当館で閲覧することができます。ただし、原本を保護するため、複製物があるものは原則として原本の閲覧はできません。明治6年～大正8年は複製本(398冊)で、大正9年～昭和53年はマイクロフィルムでの閲覧となります。現在の県報については、県庁1階の行政情報センターや県内の地域振興局企画振興部などで閲覧することができます。

新たに閲覧可能となった文書等 (18.4~19.3)

	請求記号	文 書 群 名 (関係地名)	年 代	点数	備 考
複製	(県 報)	新潟県治報知・県公報・県報	明治 6 ~ 大正 8		398分冊
受 贈 受 託 等	E 0 3 1 2	刈羽郡藤井村竹田家近代文書 (柏崎市)	明治13~明治41	215	
	E 0 4 0 1	北魚沼郡横根沢村庄屋文書 (魚沼市)	天和 3 ~ 昭和23	152	
	E 0 4 0 4	北魚沼郡下倉村五十嵐家文書 (魚沼市)	元文 3 ~ 昭和28	527	
	E 0 4 1 0	刈羽郡相野原村庄屋文書 (長岡市)	明暦 3 ~ 明治 4	157	
	E 0 4 1 3	現代小学校経営・教育研究実践記録文書等	昭和38~平成17	1585	
	E0501-A	明治期大区長旧蔵布告綴 (柏崎市)	明治 8 ~ 昭和 7	124	
	E0501-C	中蒲原郡松橋村田村家文書 (新潟市)	正徳 4 ~ 明治31	240	
	E0501-D	古志郡四郎丸村字川崎地区文書 (長岡市)	明治38~大正 2	6	
	E0501-E	北魚沼郡小千谷町高橋家文書 (小千谷市)	大正元~大正 7	1	
	E0501-F	中魚沼郡北鎧坂村小山家文書 (十日町市)	明治16~大正10	26	
	E0501-G	奥只見川水系電源開発関係文書	大正14~昭和28	2	
	E0501-J	北魚沼郡堀之内村宮家旧蔵証書等 (魚沼市)	明治11~昭和18	103	
	E 0 5 0 4	西頸城郡中林村石塚家文書 (糸魚川市)	元禄 2 ~ 昭和17	2231	
	E 0 5 0 6	越後国蒲原郡内近世近代文書 (阿賀野市ほか)	正徳 4 ~ 明治21	4	
	E 0 6 0 4	頸城郡・魚沼郡内各地文書 (妙高市・魚沼市)	元禄15~明治 4	22	
	F 7 3	北蒲原郡濁川新田真嶋家文書 (新潟市)	文政 2 ~ 昭和21	1262	
	F 7 6	西蒲原郡下山村笠井源二郎氏旧蔵刊行物 (新潟市)	安永 2 ~ 昭和46	491	
	F 7 7	刈羽郡寺尾善照寺旧蔵書籍等 (刈羽村)	万治元~昭和14	236	
	F 8 2	昭和戦前戦後大根沢松葉俳句活動文書ほか (新潟市)	安永 7 ~ 昭和25	30	
	F 8 4	岩船郡新保村ほか 3 ヶ村林境論裁許絵図 (神林村)	享保 4	1	

※太字の文書は解説文があります。

● 刈羽郡藤井村竹田家文書

現柏崎市藤井、215点。

明治13 (1890) 年~明治41 (1908) 年

藤井村は、柏崎市街地北部に河口を持つ鯖石川中流左岸に位置し、幕末期の村高が2565石の大村で、中世末には村内に藤井堰が築堰され、近世初期の一時期 2 万石の藤井藩が置かれたことでも知られています。

幕末期に組頭をつとめた竹田七兵衛は、藤井堰の功で桑名藩より賞誉されていますが、明治期の竹田七兵衛も藤井村会議員をはじめ字藤井堰所属西江普通水利組合会議員、村農会評議員、村衛生組合委員などの多くの公職についています (北鯖石村郷土誌編修委員会編『土と水と光』)。

文書は、竹田七兵衛家に残された明治期の村関係資料で、七兵衛がかかわった諸機関から同人に送付された会議開催通知や、会議で協議された予算・決算資料、各種規則・規約等からなっています。このうち点数が最も多いのは藤井堰所属西江普通水利組合に関するものです。藤井堰は江戸時代に東江と西江が開削整備され、鯖石川流域の諸村に豊富な灌漑

用水を供給してきましたが、明治21年町村制公布に伴い旧来の灌漑組合が改組され、明治28年に西江流域の藤井村以下近隣五か村の農家を構成員として発足したのが西江普通水利組合です。用水は各戸が所属の村役場を通じて毎年拠出する費用で維持・管理されていました。明治28年水利組合規約、議事細則、委員職務章程のほか毎年の予算・決算資料等から、明治時代中期における同水利組合の組織や事業の一端を窺い知ることができます。

また、明治13年藤井村会議事規則などからは、藤井村では明治11年の三新法に基づく村議会が早くも明治12年に発足していたこと、明治29年藤井村農会々則、藤井村衛生組合規約その他の資料からは、村農会が試験田を設置して稲の品種改良や施肥の工夫を試みたり、村衛生組合が悪疫流行予防のため薬剤散布や健康視察を実施するなど、明治期地方農村が取り組んださまざまな活動を具体的に知ることができます。

平成15年購入。閲覧は原本のみ。

(請求記号 E0312)

● 北魚沼郡下倉村五十嵐家文書

現魚沼市（旧堀之内町）、527点。

元文3（1738）年～昭和28（1953）年

文書群は大半が五十嵐家の家伝文書ですが、明治10年代の中魚沼郡外丸村、小岡村の土地関係文書、及び明治前期外丸村出身県議員津端守真（子建）の画など現津南町関係のもの20点を含んでいます。

近世の下倉村は明治期城下村になり、後に堀之内町になりました。五十嵐家の当主としては、近世後期の多郎兵衛から作重郎（作十郎）、作太郎、角太郎、正夫、一郎などの名がみられ、小地主で農園も経営していたと思われます。

文書は、帳面類では近世・近代の香典・法事関係や家作書類、ほかに大正11年から昭和5年の稲刈り記録、明治後期の当座日記、大福帳、金銭出入帳、昭和前期の堀之内町農会記録家作書類などがみられます。一紙文書では、書状類のほかに金銭勘定・買物覚、明治期の納税関係書類が中心で、経営関係の文書が少なく家関係が主に残存しています。

平成16年度購入。閲覧は原本のみ。

（請求記号 E0404）

● 刈羽郡相野原村庄屋文書

現長岡市（旧小国町）、157点。

明暦3（1657）年～明治4（1871）年

相野原村は小国谷に位置し、近世初期は高田藩支配でしたが、その後、天和元（1681）年幕府領、正徳元（1711）年与板藩領、文化12（1815）年幕府領、文政元（1818）年出羽国上山藩領と変遷しています。作右衛門（作左衛門）組と七左衛門（七郎左衛門）組に分かれて支配されていましたが、本文書群は七左衛門組の庄屋文書の一群と推察されます。

文書はほとんど近世文書で、山論文書や宗門改帳、与板藩領時代や上山藩領時代の年貢割付、そのほかに元禄期から明治4年に至る質地・譲渡証文など田畑の移動がわかるものが100点ほどになります。

庄屋七左衛門家は、貞享期頃から代々七左衛門を名乗ったようですが、文政期から天保期、明治初年には七郎左衛門と名乗っていて、田中七郎左衛門、田中恒七などの名前がみられます。

平成16年度購入。閲覧は原本のみ。

（請求記号 E0410）

● 西頸城郡中林村石塚家文書

現糸魚川市、2231点。

元禄2（1689）年～昭和17（1942）年

中林村は糸魚川市の早川谷に位置し、天和郷帳で25石余。はじめ高田藩領、天和元（1681）年幕府領、元禄4（1691）年糸魚川藩領、同8（1695）年幕府領と支配替えがあり、文化6（1809）年から再び高田藩領。明治21（1888）年の戸数は18戸、人口は102人。市町村制施行により東早川村に属し、明治34（1901）年に上早川村、昭和29（1954）に糸魚川市となりました。神社は蔵王社、真宗大谷派法円寺の檀家がほとんどです。

石塚家は、近世において組頭、明治初年に庄屋代、戸長代、副戸長をつとめました。中林村においては地主惣代としての位置づけが大きかったと思われます。近世には「甚兵衛」（あるいは「勘兵衛」）、明治に入ってから「勘三郎」「甚兵衛」を名乗り、村会議員にも名を連ねています。

文書としては、文化年間以降に集中する近世文書が約500点、近代文書が約1700点となっています。土地集積や家政経営に関する文書が多く、近世後期以降の質地・譲渡証文約80点、文化年間以降の差引覚帳約60点、幕末期から明治初年の年貢諸役関係文書約50点などがまとまっています。そのほかに、頼母子講、蔵王社・毘沙門社の除地、明治初年の田畑屋敷地引帳などがみられます。村落関係より家経営の文書が多く、この文書群をとおして早川谷における商業取引の状況をみることができます。

平成17年度購入。閲覧は原本のみ。

（請求記号 E0504）

◆本号で紹介している文書等は、原則としていつでも閲覧ができます。詳細は閲覧室に備付けの目録をご覧ください。

◆文書等の閲覧は、原本のみの場合は原本を、複製物があるときは、そちらをご利用いただけます。

◆平成16年4月から当館所蔵文書及び複製文書の一部について、閲覧請求記号が変更になりました。（閲覧手続き等は従来どおりです。）

◆取扱い上、特に注意が必要な形態の文書や、閲覧に際して一定の条件を付した文書については、閲覧用目録に「条件公開」の注記があり、別途手続きが必要です。

◆県内所在文書の複製物は、市町村別に分類して記号を付していますが、進行中の合併が一段落するまで従来のままとします。

◆文書等の複写につきましては、郵便や電話等による依頼には添いかねますので、当館にお越しのうえ、所定の手続きによりお願いします。

神社寺院仏堂明細帳について

「神社や寺院の祭神や本尊、由緒を知りたい」という方に朗報です。新潟県の神社寺院仏堂明細帳の検索目録が新しくなりました。

従前の目録は、探したい神社等の所在地が明治時代の住居表示になっていたため、昔の地名が分からないとすぐには目的の神社等を探せないのが実情でした。しかし、このたび目録を刷新し、平成18年3月末現在の住居表示で検索できるようになりました。

探したい神社等がどこにある何神社等なのかがわかれば、その神社が何番目の簿冊（冊子）に集録されているのかを簡単に探し出すことができます。目録検索から閲覧申請書記入までの流れがスムーズになり、あまりお待たせせずに資料を見ていただけるようになりました。

＜目録の使い方＞

例えば、新発田市箱岩にある諏訪社の祭神や由緒、殿舎間数などを調べたいときには、以下の手順で目録を使ってください。

- ①現在の地名は「新発田市箱岩」ですが、平成の大合併前の地名は「北蒲原郡加治川村箱岩」です。まずは「新発田市」と表記のある目録部分を開いてください。目録の中にはどのページにも「旧市町村名」が併記されています。その箇所を参考に、「加治川村」のページを探してください。
- ②「加治川村」のページを開いたら、次に「大字」の部分を見て「箱岩」を探してください。「諏訪社」が見つかります。
- ③その「諏訪社」はどの冊子に入っているのでしょうか。「簿冊番号」と「整理番号」を見てください。「簿冊番号6-1」、「整理番号10」となっています。

簿冊番号	整理番号	市町村名	大字(小字)	丁目	社格	神社名	旧市町村名	備考
		.						
6-1	57	新発田市	中川			八幡神社	加治川村	
6-1	144	新発田市	西浦			神明社	加治川村	
6-1	145	新発田市	西浦			石日神社	[現]西神社 加治川村	
6-1	21	新発田市	二本木			神明社	加治川村	
4-53	921	新発田市	野中			神明社	加治川村	
6-1	10	新発田市	箱岩			諏訪社	加治川村	
6-1	146	新発田市	平山			神明社大山祇神社合殿	加治川村	
6-1	66	新発田市	藤井			稲荷神社	加治川村	
6-1	19	新発田市	古川			神明社	加治川村	
6-1	20	新発田市	古川			諏訪社	加治川村	
		.						
		.						

この神社は「6-1」という番号のついた簿冊の中の、「10」という整理番号（固体番号）がついた部分である、という表示です。

- ④最後に、閲覧請求票に必要事項を記入します。「資料番号」の欄には「6-1」、資料名は「神社明細帳」と記入します。氏名等も忘れずにご記入ください。「整理番号」は請求票への記入の必要はありませんが、簿冊の中を探す時に必要ですので、ご自身でメモしておいてください。記入が終わったら、受付カウンターへお出してください。職員が資料をお持ちします。

「寺院明細帳目録」と「仏堂明細帳目録」もあります。検索方法は同じです。

皆様のご利用をお待ちしています。

ホームページが新しくなりました

TOPページを一新し、「文書保存相談室」「所蔵文書利用のツボ」「知って得する豆知識」などの新コーナーを設けました。また、スライド写真で「館内散策」や「所蔵文書ギャラリー」などをお楽しみいただけます。「インターネット古文書講座」などこれまで以上に情報満載で皆さんのアクセスをお待ちしています。（ホームページのアドレスは今までと同じです）

平成16年度文書管理委任の状況

管理委任課	作成年代	点数
管財課	昭和12年～昭和47年	16
河川管理課	昭和30年～昭和62年	14
市町村課	昭和30年～昭和50年	27
都市整備課	昭和31年～昭和45年	4
下水道課	昭和47年～昭和48年	2
農村環境課	昭和47年～昭和57年	43
健康対策課	昭和49年～昭和60年	7
合 計		113

編集・発行 新潟県立文書館

〒950-8602 新潟市中央区女池南3丁目1番2号
 （平成19年4月の政令指定都市移行に伴う住所表記です）
 TEL. 025-284-6011 FAX. 025-284-8737
 URL <http://www.lalanet.gr.jp/npa/>
 E-mail archives@mail.lalanet.gr.jp